

暮らしのお知らせ

手続きは市民課・支所の窓口で

戸籍の届け出

戸籍は、日本人の出生から死亡までの身分関係を登録し証明するものです。

子どもが生まれた時、結婚・離婚する時、家族が亡くなった時などは、市民課(市役所1階)または下総・大栄支所に届け出をしてください(遠山・赤坂分室では受け付けできません)。

届け出をする時は、次のことに注意してください。また、外国籍の人は届け出の種類や国籍によって必要な書類が異なるため、事前に市民課(☎20・1525)へ問い

休日窓口サービスの 休止日

機器点検のため、休日窓口サービスを休止します。

期日 11月9日(日)、2月22日(日)

※くわしくは行政管課(☎20・1501)へ。

合わせてください。

○出生届：子どもの名前には、常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナを使用する

○死亡届：使用する火葬場を決めてから届け出る

○婚姻届：届け書に成人の証人(2人)が署名する

○離婚届：協議離婚の時は、届け書に成人の証人(2人)が署名する。離婚後も婚姻時の氏を称する場合、離婚の日から3カ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する

本人確認が必要です

婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届・認知届を提出する際は、届け出にきた人の本人確認を行います。

マイナンバーカードや運転免許証、パスポート、資格確認書など、本人確認ができる物を持ってきてください。

休日の届け出

日曜日の午前8時30分～午後5時15分は市民課で、それ以外の時間帯は休日夜間受付(市役所地下1階)で届け書を預かり、翌開庁日に審査した後、受理します。受理日は休日夜間受付で預かった日となります。

添付書類が不足している場合などは、改めて提出してもらうことがあります。

※くわしくは市民課へ。

内窓で夜間の航空機騒音対策を

住宅防音工事

市では、成田空港の更なる機能強化に伴う夜間の騒音対策としての寝室への内窓設置工事のほか、騒防法第一種区域や、その外側の隣接区域で受けられる防音工事などの申請を受け付けています。

また、防音工事での設置から10年以上が経過し、機能が低下したエアコン・換気扇の更新工事の申請も受け付けています。

内窓効果体験住宅の見学

成田国際空港(株)では、内窓の防

消費生活センターからお知らせします

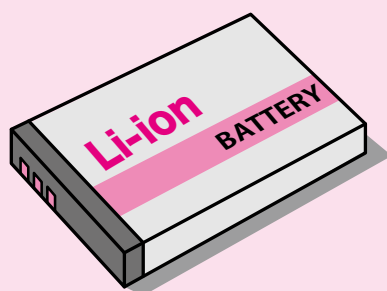
リチウムイオン電池の 取り扱いに注意!

内蔵されているリチウムイオン電池が原因で、モバイルバッテリーやスマートフォンなどが発火、発煙したという事故が発生しています。

安全に使用するために、次のことを心掛けましょう。

- 購入する時は、安全基準を満たしていることを示すPSEマークがついた商品を選ぶ
- 充電する時は、適切な充電器を使用し、充電端子が熱くなったり、異臭がしたりした場合はすぐに使用をやめる
- 充電が完了したらすぐに充電器を取り外す
- 落下などで、電池に衝撃を与えない
- 日が当たる場所や車内などの高温になる場所に放置しない

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



音効果を体験できる住宅(西大須賀1775・1)を設けています。見学を希望する人は、同社(☎0570・000・955)へ申し

込んでください。

※防音工事には対象区域などの要件があります。くわしくは空港対策課(☎20・1521)へ。

市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています



10月1日(水)～15日(水)

1日	Kanadevia成田浄化センター落成式
	小御門地区敬老会
2日	日栄学園日本自動車大学校学生フォーミュラ日本大会参戦報告会 成田POPラン大会実行委員会
3日	大利根地区敬老会 獣魂祭
4日	中台地区敬老会
5日	芝山町制施行70周年記念式典 橋賀台地区敬老会 成田地区敬老会 中郷地区敬老会
9日	千葉県水道事業運営審議会
10日	行政改革推進委員会
14日	千葉県後期高齢者医療広域連合協議会(Web会議) 成田市・国際医療福祉大学地域連携推進協議会
15日	こども茶論in玉造小



施設の完成を祝って(1日)

動物による 危害防止対策の強化

飼い主はマナーを守って

動物を飼っている人は、次のことに注意しましょう。

- 動物に迷子札などを付け、飼い主が分かるようにする
- 犬を飼う時は必ず登録し、狂犬病予防注射を毎年受けさせる



人と動物が共に暮らしていくために

千葉県民のつどい

犯罪被害者支援を考える

犯罪被害者や家族が尊厳を守られ、適切な配慮や支援が受けられる社会に向けて、千葉県民のつどいを開催します。

日時 11月29日(土) 午後1時から
会場 千葉県生涯学習センター
内容 犯罪被害者遺族による講演

- 犬の放し飼いはしない
 - 犬の散歩は短い引き綱を付け、動きを制御できる人が行い、散歩中にした排せつ物は持ち帰る
 - 猫は室内で飼う
 - 屋外にいる飼い主のいない猫の世話をする場合は、過度の触れ合いは避ける
- ※くわしくは印旛保健所成田支所(☎26・7231)へ。

参加費無料

申し込み方法 11月19日(水)(必着)

までに電話・はがき・FAX・Eメールのいずれかで、代表者の住所・氏名・電話番号、参加者の人数を千葉犯罪被害者支援センター事務局(☎043・225・5451)へ260・0013千葉市中央区中央3・9・16大樹生命千葉中央ビル7階FAX043・225・5453 Eメールinfo@chiacvs.gr.jpへ

※くわしくは同事務局へ。

おうちでできるSDGs

太陽光パネル 蓄電池の共同購入

県では、太陽光パネルや蓄電池をお得に購入できる共同購入の参加者を募集しています。

申し込み方法 11月30日(金)までに

みんなのおうち

に太陽光ホームページから参加登録する。後日、メールで送付される見積額を確認して、購入する場合は同ホームページから手続きする



みんなのおうちに太陽光ホームページ

※くわしくは、みんなのおうちに太陽光事務局(☎0120・758・300)へ。

説明会を開催します

成田都市計画

不動ヶ岡土地地区画整理事業に関する都市計画の変更について、説明会を開催します。

日時 11月15日(土) 午前10時から
会場 市役所6階中会議室

※参加を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは都市計画課(☎20・1560)へ。

5カ条の精神を未来へ

成田市民憲章の推進

成田市民憲章は、市民の幸せを願い、未来への理想を掲げ、昭和46年11月3日に制定されました。

「住んでいてよかった」「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを推進していくために、市民憲章が掲げる5カ条の精神を未来へ継承していきましょう。

成田市民憲章

信仰のまち、世界に通ずるまち成田はわたくしたちのふるさとです。

ゆたかな自然と文化にめぐまれてきたわたくしたち成田市民は、大きな希望と誇りをもって世界に伸びようとしています。

わたくしたちは、成田のかがやかしい発展とおたがいのしあわせをねがい、この市民憲章をさだめます。

一 親切な心で平和な成田をつくりましょう。

一 よろこんで働き豊かな成田をつくりましょう。

一 きまりをまもり住みよい成田をつくりましょう。

一 自然と文化を大切に美しい成田をつくりましょう。

一 若い力をそだて明るい成田をつくりましょう。

※くわしくは総務課(☎20・1510)へ。

防災行政無線でテスト

全国瞬時警報システム

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）は、自然災害に関わる特別警報など、国から送られる緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。この緊急情報を市民の皆さんへ確実に伝えるため、防災行政無線を使った試験放送を行います。放送を聞き逃した時は、防災行政無線テレホンサービス（☎0120・38・3898）で確認できます。日時Ⅱ11月12日（水）午前11時
放送内容ⅡこれはＪアラートのテストです（3回繰り返し）、こちらは防災なりましたです
※くわしくは危機管理課（☎20・1523）へ。

補助金を交付

住宅用省エネルギー設備

市では、住宅用省エネルギー設備を設置した人で、一定の要件を満たす場合に補助金を交付しています。補助金の交付要件は市ホームページで



市ホームページ

確認してください。

対象設備と補助額（上限額）

- 太陽光発電システム：9万円
 - 燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）：10万円
 - 定置用リチウムイオン蓄電池：7万円
 - 家庭用エネルギー管理システム（ＨＥＭＳ）機器：1万円
 - 太陽熱利用システム：5万円
 - 地中熱利用システム：10万円
 - 断熱窓：8万円
 - 電気自動車（ＥＶ・ＰＨＶ）：15万円
 - 電気自動車充放電設備（Ｖ２Ｈ）：25万円
 - 集合住宅用充電設備：50万円（住民以外も利用可能な場合は100万円）
- ※くわしくは環境計画課（☎20・1533）へ。

給与支払報告書の様式

11月4日から配布します

令和8年度給与支払報告書の様式を11月4日（火）から市民税課（市役所2階）で配布します。100部以上必要な場合は、事前に同課

（☎20・1513）へ問い合わせてください。

なお、そのほかの年末調整関係用紙は国税庁ホームページで配布します。



国税庁ホームページ

※くわしくは、給与支払報告書の様式については市民税課、そのほかの年末調整関係用紙については成田税務署（☎28・5151）へ。

一人で抱え込まずに相談を

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日～25日は女性に対する暴力をなくす運動期間です。国や県では、次の相談窓口を設置しています。

みんなの人権110番

日時Ⅱ平日 午前8時30分～午後5時15分

内容Ⅱパートナーからの暴言・暴力、ストーカー被害など、女性の人権問題に関する相談

電話番号Ⅱ0570・003・110

県女性サポートセンター

時間Ⅱ24時間年中無休
内容Ⅱ夫や恋人からの暴力や家

庭・生活などに関する相談

電話番号Ⅱ043・206・8002

※くわしくは各相談窓口へ。

国税庁の取り組みを紹介

税を考える週間

毎年11月11日～17日は税を考える週間です。

国税庁ホームページでは、税務行政に対する知識と理解を深めてもらうため、国税庁の取り組みなどを最新のデータで分かりやすく紹介しているほか、税務職員の業務を映像で紹介しています。



国税庁ホームページ

※くわしくは成田税務署（☎28・5151）へ。

被害者や遺族への支援

犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族や、身体に重大な被害を受けた人に対し、国が給付金を支給するものです。

食生活の大切さを考える

ちばの食育月間

県では、旬の食材が豊富に出回る11月を、ちばの食育月間と定めて食育の普及・啓発を行っています。

この機会に、食に対する正しい知識を身に付け、食生活の大切さを考えましょう。

※くわしくは農政課（☎20・1541）へ。

